

生活協同組合パルシステム東京 2017年総代の選挙について、定款ならびに総代選挙規約に基づき公示します。

2017年 総代選挙

| | | | | | | | | |
|---|--|---|-----------------------|--------------------|-----------|------------|-----------------|----|
| 総定数 | 510名 | 総代の任期 | 2017年10月1日～2018年9月30日 | | | | | |
| 立候補資格 | 1. 2017年6月30日時点で組合員名簿に登録されている組合員であること。 2. 選挙区に登録された組合員、選挙区におけるパルシステム東京委員会、パルシステム東京分野別委員会のいずれかの推薦を受けた者であること。 ・総代選挙規約第7条により当組合の役員、被雇用者、総代・役員選挙管理委員、当組合との業務委託契約当事者及び従事者は総代となることができません。 ・パルシステム東京分野別委員会が推薦をするにあたっては基準があります。 ・立候補者と同一生計の組合員による推薦はできません。 詳しくは総代ホットラインまでお問い合わせください。 | | | | | | | |
| 立候補の届け出 | 所定の届け出用紙に必要事項を記入し（記入がない場合は、無効になることがあります）、総代・役員選挙管理委員会事務局（パルシステム東京新宿本部内）に提出します。用紙は配送センターおよび総代・役員選挙管理委員会事務局に用意してあります。 | | | | | | | |
| 立候補の届け出受付期間 | 2017年7月3日（月）～8月25日（金）17:00まで（総代・役員選挙管理委員会事務局に到着したもの） | | | | | | | |
| 当選の確定 | ・当選の確定は総代・役員選挙管理委員会が行ないます。 ・選挙区における立候補者が定数の範囲である場合は立候補者全員を当選者とします。 ・立候補者が定数を上回る時は選挙を行ないます。選挙方法は総代・役員選挙管理委員会が定めます。 ・当選者にその結果を通知するとともに公示します。 | | | | | | | |
| 選挙区とその定数 | 【地域区】 9選挙区 | | | 【行政区】 49選挙区 | | | | |
| | 選挙区 | 定数 | 該当の区市町村 | 選挙区 | 定数 | 選挙区 | 定数 | |
| 第1地域選挙区 | 14 | 文京、台東、荒川、足立、葛飾 | 文京 | 5 | 品川 | 10 | 八王子 | 15 |
| 第2地域選挙区 | 9 | 墨田、江戸川 | 台東 | 3 | 大田 | 19 | 町田 | 15 |
| 第3地域選挙区 | 10 | 千代田、江東、中央 | 荒川 | 3 | 目黒 | 9 | 日野 | 5 |
| 第4地域選挙区 | 27 | 新宿、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬 | 足立 | 13 | 世田谷 | 30 | 多摩 | 6 |
| 第5地域選挙区 | 15 | 港、品川、大田 | 葛飾 | 9 | 渋谷 | 7 | 稲城 | 4 |
| 第6地域選挙区 | 20 | 目黒、世田谷、渋谷 | 墨田 | 5 | 武蔵野 | 5 | 立川 | 6 |
| 第7地域選挙区 | 26 | 武蔵野、三鷹、府中、調布、小金井、小平、東村山、国分寺、狛江、清瀬、東久留米、西東京 | 江戸川 | 16 | 三鷹 | 6 | 青梅・奥多摩 | 5 |
| 第8地域選挙区 | 19 | 八王子、町田、日野、多摩、稲城 | 千代田・江東 | 18 | 府中 | 9 | | |
| 第9地域選挙区 | 13 | 立川、青梅、奥多摩、昭島、国立、福生、東大和、武蔵村山、羽村、瑞穂、あきる野、檜原、日の出、その他 | 中央 | 4 | 調布 | 8 | 昭島 | 4 |
| | | | 新宿 | 6 | 小金井 | 5 | 国立 | 3 |
| | | | 中野 | 6 | 小平 | 6 | 福生 | 2 |
| | | | 杉並 | 13 | 東村山 | 4 | 東大和 | 3 |
| | | | 豊島 | 5 | 国分寺 | 4 | 武蔵村山 | 2 |
| | | | 北 | 6 | 狛江 | 3 | 羽村 | 2 |
| | | | 板橋 | 10 | 清瀬 | 2 | 瑞穂 | 1 |
| | | | 練馬 | 17 | 東久留米 | 3 | あきる野・檜原・日の出・その他 | 4 |
| | | | 港 | 6 | 西東京 | 5 | | |
| その他（島嶼含む）について 都外に住所があり、配達先が都内の組合員や元店舗組合員で現在は住所不明になっている組合員並びに大規模災害で一時的に都内に避難しパルシステム東京を利用した島嶼に住所を持つ組合員等を指します。東京都の指導により、その他（島嶼含む）組合員の選挙権は担保していること、また選挙区については第9地域選挙区に含めています。 | | | | | | | | |
| 問い合わせ先 | 生活協同組合パルシステム東京 総代・役員選挙管理委員会 〒169-8526 新宿区大久保2-2-6 ラクアス東新宿7階 TEL:03-6233-7603 FAX:03-3232-2576（機関運営室） | | | | | | | |

立候補届の第一次締め切りは8月4日（金）です！

総代立候補届の用紙は、事務作業上の都合により、2017年8月4日（金）を第一次締め切りとさせていただきます。（最終締め切りは8月25日（金）17:00です。）パルシステム東京の配送センターまたはパルシステム東京機関運営室までご提出ください。詳しくは総代ホットラインまでお問い合わせください。

「立候補をしたい。どうしたらいいの？」「同じ選挙区に知り合いがいない。」
 「推薦はどう受けるの？」「わたしでもできるの？」など総代ホットラインまで！

➡ **0120-806-056**





あなたも生協の総代に なってみませんか？



■ 総代の役割

「機関」のひとつである「総代」に求められている役割は大きく3つで表されます。「評価」「意見・提案」「議決」です。

評価

・総代会で議決した方針に沿ってきちんと事業・活動が執行されているかを評価します。

意見・提案

・新しい政策や方針への意見表明や提案を行ないます。到達点の評価や組合員の声、社会の変化を見ながら次年度の総代会議案をつくりあげていくプロセスに参加します。

議決

・最高意思決定機関である総代会に出席し、組合員の代表として議決に参加します。この議決に沿って、生協の全ての事業と活動が行なわれます。

議決が総代の
一番大切な
役割です！



■ 年間スケジュール

総代の皆さんが、1年間の任期中に出席する大切な会議が「5つ」あります。議案作りに向けた3回の論議の場である「総代会議」、総代会前の議案確認のための「議案説明会」、そして年に一度の「総代会」です。それぞれの会議は目的が異なります。



● 第1回総代会議

11月中旬

・理事会からの事業活動の報告をもとに、上半期（4月～9月）の進捗のチェックと、次年度の方針の骨子について意見を述べ合います。

● 第2回総代会議

2月中旬

・組合員の声や2017年度の進捗をふまえ、2018年度方針案を含めた「総代会議案第一次案」を理事会が提案します。第一次案への質疑応答をしながら論議をします。

● 第3回総代会議

4月下旬

・第2回総代会議での意見を踏まえ「総代会議案第二次案」を理事会が提案します。議案へ反映するための論議はこの会議が最後となります。

● 議案説明会

6月初旬

・確定した議案について理事会が説明する会議です。説明を聞き質問し、事前に疑問を解決することで総代会当日の貴重な時間を有効に活用します。

● 第26回通常総代会

2018年6月予定

・積み重ねてきた論議をふまえて、議案を議決する場です。

総代に関する“資料請求・お問い合わせ”

生活協同組合パルシステム東京 機関運営室

■ 資料請求：注文用紙に6桁番号 **101745** を記入してください。

注文後約1～2週間以内に配送便または郵送でお届けします。（受付期間：2017年8月4日まで）

■ お問い合わせ：総代ホットライン（電話は月～金：9時～17時半）

フリーダイヤル：0120-806-056

◎メールアドレス：paltokyo-soudai@pal.or.jp